

# 能登半島地震 支援情報 瓦版

住まいの再建 特別版

発行：R6.4.1 弁護士 永野 海

災害救助法の適用やその他の条件などによって使える支援制度は異なります



被災者支援情報さぽーとページ



瓦版や様々な支援情報ツールのDL ↑

罹災証明書をもらったら、その判定で使える支援制度を確認して、〈修理する〉、〈建て替える〉、〈別の場所で再建する〉、〈賃貸物件や災害公営住宅に入居する〉など、住まいの再建方法の検討をはじめましょう。

参考

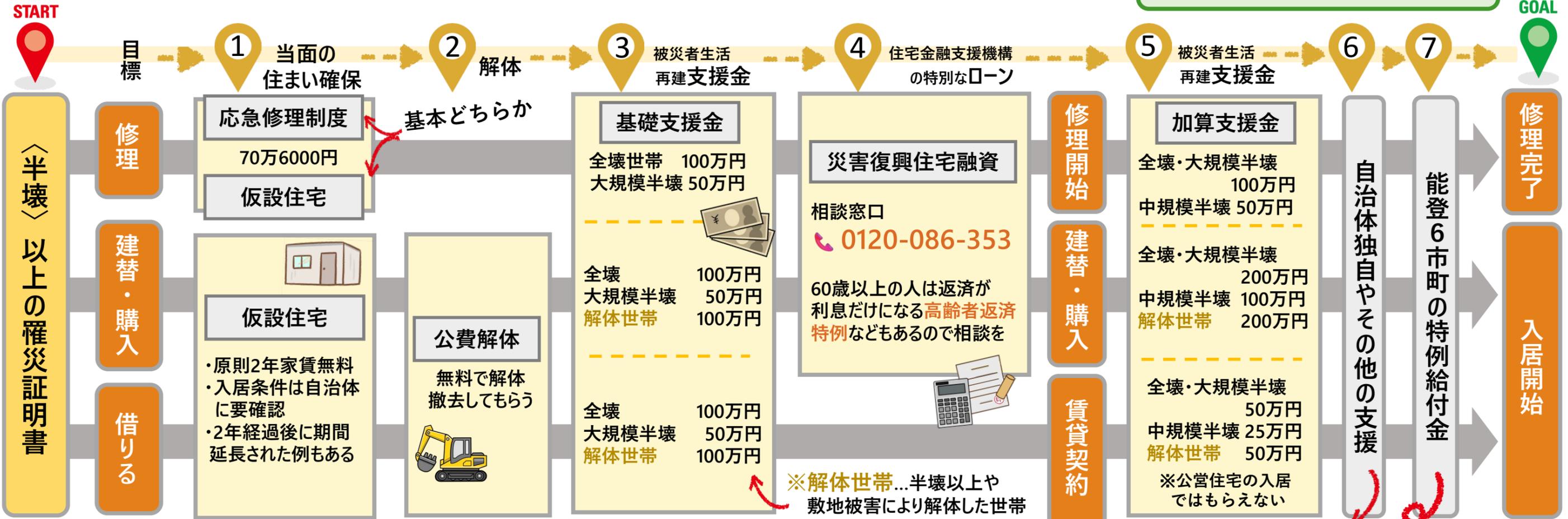
チャットボットで自分が使える制度を探す →

← 自分が使える支援制度の簡単早見表

準半壊や一部損壊を含め自分が使える他の支援制度を知りたい方はコチラ

## 半壊以上の場合の住まい再建の流れ (1つの例)

\* 被災者生活再建支援金 単身世帯は3/4の金額



※解体世帯...半壊以上や敷地被害により解体した世帯

瓦版左下へ

ローンの減免などほかにも支援はあります自治体や〈ひさぽ〉のHP、内閣府のサイトも確認を！

内閣府の能登半島地震のページ →



### 電話で相談したい

日本弁護士連合会  
0120-254-994

金沢弁護士会  
080-8995-9483

富山県弁護士会  
0120-315-787

受付時間など詳細 →

### 能登6市町の特例給付金とは

正式名称：地域福祉推進支援臨時特例給付金 問合せ先：電話 076-225-1956

対象となる世帯： ①珠洲、輪島、穴水、能登、七尾、志賀の6市町で ②半壊以上の被災をした ③高齢者や障害者のいる世帯、又は資金の借入や返済が容易でないと見込まれる次の④～⑥までの世帯 ④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤家計急変世帯 ⑥児童扶養手当受給世帯 ⑦離職・廃業した人がいる世帯 ⑧一定のローン残高がある世帯

家財給付金	50万円 (実際の家財などの購入までは不要)
自動車購入給付金	50万円 (実際の車の購入までは不要。車の廃車処理は必要)
住宅再建給付金 (単身でも減額されない)	建築・購入・補修で最大200万円、賃貸で最大100万円